

（制動装置）

第78条 特定小型原動機付自転車については、道路交通法の一部を改正する法律（令和4年法律第32号）附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日の前日までの間は、細目告示第289条第3項、第302条第3項、第315条第3項並びに別添98 3.2.1.3.、3.4.1.3.、4.2.1.及び4.4.1.の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和4年国土交通省告示第713号）による改正前の細目告示第242条第3項、第258条第3項、第274条第3項並びに別添98 3.2.1.3.、3.4.1.3.、4.2.1.及び4.4.1.の規定に適合するものであればよい。